

第3回 子どもに関する政策討論会議（議事概要）

日 時：令和5年9月11日（月）14:30～16:55

場 所：議事堂6階 601 特別委員会室

出席者：子どもに関する政策討論会議 委員12人

子ども・福祉部

渡邊副部長

西崎次長兼子ども政策総括監

森川子ども・福祉総務課長

吉田地域福祉課長

竹内少子化対策課長

世古子どもの育ち支援課長

近子ども福祉・虐待対策課長 ほか

教育委員会事務局

上村副教育長

井ノ口次長

山添次長

井畑教育財務課長

山北高校教育課長

早田小中学校教育課長

脇谷学力向上推進プロジェクトチーム担当課長

早津特別支援教育課長

萬井生徒指導課長

船見人権教育課長

堀越保健体育課長

天野社会教育・文化財保護課長

医療保健部

中井次長

野間国民健康保険課長

河村国民健康保険課市町国保支援班長

議会事務局

小西企画法務課長 ほか

資 料：事項書

- 資料1 説明資料（子ども・福祉部関係）
- 資料2 説明資料（教育委員会事務局関係）
- 資料3 説明資料（医療保健部関係）
- 資料4 有識者からの意見聴取について
- 参考資料1 子どもに関する国の動き等
- 参考資料2 第二期三重県子どもの貧困対策計画
- 参考資料3 第二期三重県子どもの貧困対策計画及び第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画関係（三重県子どもの生活 実態調査 アンケート）
- 参考資料4 三重県の年齢別自殺者数

中森座長

ただいまから、第3回子どもに関する政策討論会議を開会いたします。

本日は、子どもに関する県の施策の現状等について、執行部からの聴取調査を行います。

調査の進め方ですが、はじめに子ども・福祉部及び教育委員会事務局から一括して説明を受けた後、これらに対する質疑の時間を取り、執行部を入れ替え、医療保健部から説明を受けた後、これに対する質疑の時間を取ることとしますので、御了承を願います。

また、聴取調査を終了した後に、委員間討議を行いたいと存じますので、よろしく願います。

なお、執行部の出席者につきましては、役職等を限定せず、詳細な説明ができる職員に出席を求めていますので、御了承願います。

また、子どもに関する国の動き等を正副座長において取りまとめたものや、関係する計画等を参考資料としてお手元に配付しておりますので、適宜御参照ください。

それでは、当局より説明願います。子ども・福祉部、お願いいたします。

渡邊副部長

それでは、私の方から子ども・福祉部関係の施策の現状について、右肩に資料1とあります資料を基に御説明をさせていただきたいと思っております。資料1をお

手元をお願いいたします。

おめくりいただきまして1ページでございますけれども、まず令和5年度、今年度の当初予算で、子ども・子育てに関する事業予算一覧ということで、みえ子どもまるごと支援パッケージとしてお示ししておりますので、改めてこちらの御説明を簡単にさせていただきます。

御覧いただきましたとおり、まず左の方で、ライフステージごとに切れ目のない支援をさせていただくということで、結婚、妊娠・出産、子育て、各ステージごとに支援のパッケージをお示しております。

結婚に関しましては、みえの出逢い支援ということで、出逢いの支援に取り組むほか、思春期ライフプラン教育ということで、ライフデザインの講座ですとか、健康管理の調査研究等の予算を計上させていただいております。

また、妊娠・出産に関しましては、下から2つ目でございますけれども、出産・子育て応援交付金といたしまして、伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に行うということで、国の制度にのっとった予算を計上させていただいております。

また、子育てに関しましては、一番上ですけれども、みえ子ども・子育て応援総合補助金ということで、市町の独自の取組を支援させていただく補助金を新たに創設させていただいたり、下から12番目にありますけど、次世代育成支援特別保育推進事業補助金に関しましては、私立保育所等に対する保育士の加配に対する支援、あとその4つ下にありますけれども、保育専門研修事業費といたしましては、子育て支援員さんを養成するための研修コースを追加したりですとか、その他、保育士の人材育成、資質向上の取組を進めておるところでございます。

2ページにお移りいただきまして、次の時代を担う子どもの支援といたしまして、特に支援を必要とされるお子さんに対する事業をまとめております。

豊かな育ち・子どもの貧困・ヤングケアラーに関しましては、一番上の子どもの貧困対策推進事業費の中に、子ども食堂に対する支援事業。3番目の生活困窮家庭の子どもの学習・生活支援事業に関しましては、後ほど説明ありますけれども、お子さんの学習支援。下から3つ目にありますけれども、ヤングケアラー支援事業に関しましては、今年度新たにフォーラムですとか、あるいは支援ハンドブック等を作成いたしまして、理解促進に取り組むこととしております。一番下の子どもの育ちの推進事業費に関しましては、子ども条例に基づきまして、今年

度アンケート調査を行い、みえの子ども白書を取りまとめる予定としております。

また、社会的養育・児童虐待に関しましては、一番上の家庭的養護推進事業費に関しまして、主に里親の方々に対する支援事業。それから4番目、児童虐待法的対応推進事業費に関しまして、児童相談所の対応強化に関する予算等を計上させていただきます。

続きまして、2つ目の項目ですけど、3ページ、三重県子ども基金について御説明させていただきます。三重県子ども基金に関しましては、平成30年度から新たに創設された基金でございます。左にございますように、その財源といたしましては、法人県民税の超過課税を活用させていただきます。本来の法人県民税の法人税割の税率をかさ上げさせていただきます。そちらを原資にそれぞれ県の各施策に使わせていただいております。令和5年度当初予算時の見込みといたしましては、トータルで、こちらの超過課税によりまして、14億1,000万円の税収が見込まれることを予定しております。それをそれぞれの施策目的に沿った5つの基金に分配をさせていただくこととしております。子ども基金に関しましては、表で御覧になっておりますように、1億6,920万円、1億7,000万円弱が積み立てられるという予定をしております。

また、これと合わせまして、三重県に由来のある各種事業体様から子ども施策に使ってほしいということで、様々寄附金を頂戴いたしておりますので、こちらの方も子ども基金の方で収入として受けて積み立てをさせていただいて、それぞれの施策に充当させていただくこととしております。主な寄附金をいただける企業さんでございますけれども、例えば、みえ次世代育成応援ネットワーク企業の会員様とか、各種労働者団体の方から随時御寄附をいただいておりますので、こちらを積み立てさせていただいているということでございます。

4ページに令和5年度当初予算における子ども基金の活用事業ということで、一覧にまとめさせていただきます。令和5年度におきましては2億1,924万2千円の基金を活用させていただいて、御覧いただいている事業の方を進めさせていただく予定としております。企業さんに超過課税、あえて高い税率をお願いしておりますので、定例的、あるいは義務的な事業ではなくて、例えば裁量のあるような県の、例えば単独事業等に充てさせていただいて、こういった形で使わせていただいているということで、御説明できるようにさせていただきます。

西崎次長兼子ども政策総括監

引き続き、私の方からは同じ資料1の5ページ以降について説明をさせていただきます。

まず、5ページを御覧ください。第二期三重県子どもの貧困対策計画の目標及びモニタリング指標の状況でございます。この第二期子どもの貧困対策計画につきましては、計画期間が令和2年から6年という5年間の計画でございます。取組につきましては、具体的には5つの支援の柱を中心に取組を進めるとともに、それに伴う目標と、それからモニタリング指標を設定している状況でございます。その表がこちらに掲げてある内容でございます。

5つの柱につきましては、まずは教育の支援、それから生活の支援、そして保護者に対する就労の支援、それから経済的支援、身近な地域での支援体制の整備ということになっております。指標の項目につきましては、黒い四角の項目が目標になっております。そして、白い四角の項目につきましては、目標値としては設定していないんですけれども、対策を進める上でフォローが必要な指標としてモニタリング指標という形で挙げてある内容でございます。詳細についてはまた見ていただいて、全体としましては、来年度までの計画期間でございますが、目標値の達成状況につきましては、数値としては徐々に増加・上昇している状況ではございますが、なかなかまだ目標値には至っていないという状況でございます。その中でも生活の支援のところの目標値になっております産婦検診・産後ケアを実施する市町数に関しましては、現時点で目標値にしております29市町全てが実施されているという状況になっているところでございます。

続きまして、6ページ、ひとり親家庭・生活困窮家庭の子どもの学習支援についてでございます。こちらにつきましては2種類制度がございまして、まずはひとり親家庭学習支援ボランティア、それから生活困窮家庭の子どもに対する学習支援という事業になっております。

ひとり親に関しましては、対象としてはここにありますように、ひとり親家庭の児童生徒が対象となっております。実施主体としては市町が実施をされております。実施の事業費につきましては補助率は、国2分の1、県4分の1、市町4分の1という状況になってございまして、令和4年度は8市町が実施をされている状況でございます。こちらにつきましては、詳細は2のところの表に挙げた状況でございます。

続いて、7ページを御覧ください。生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の実施状況でございます。こちらにつきましては、生活保護を受給している世帯とかを対象としておりまして、福祉事務所が設置されている市町でありますとか、県福祉事務所があるところが実施主体となっております。補助率についてはここに掲げてあるとおりでございます、26市町が実施をされているという状況です。実施の内容につきましては、この表のところに詳細が掲げてあるところでございます。市町によって対象というか、実施の方法としても、派遣であるとか教室形式であるとか様々な状況で、実績についてもそれぞれ市町によってちょっとばらつきがあるという現状でございます。

続いて8ページを御覧ください。放課後児童クラブの状況についてでございます。放課後児童クラブにつきましては、市町が実施主体となりまして、御存知のように、学校が終わってから就労している保護者がなかなか子どもさんを帰ってくるまで見れないという状況の中、授業の終了後に小学校の教室であるとか児童館等、適切な場所を与えて、子どもの健全育成を図るためにする事業でございます。運営費の考え方でございますが、こちらにつきましては運営費の半分を利用者負担の保護者にさせていただいて、残り半分を公費という形で、負担割合については国3分の1、県3分の1、市町3分の1という状況でございます。それから、利用料金の状況でございます。こちらを一覧表にさせていただいております。形態としましては、公設民営と民設民営、公設公営という3種類がありますけれども、ほとんどが公設民営と民設民営という状況で運営をされているという形になっております。利用料に関しましては様々になります。低いところだと2,000円から4,000円のところもあれば、1万4,000円から1万6,000円のところもあるというふうに幅が広いという状況でございます。学童保育に関しましては、現時点で県内では448か所が設置されているという状況で、市町ごとの設置数につきましては、8ページの表の市町の後の括弧書きのところにそれぞれ設置数が書いてあります。

続いて、9ページを御覧ください。こちらにつきましては、放課後児童クラブの活動事業費の補助金制度を県単事業としてさせていただいております。これにつきましては、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の児童にかかる放課後児童クラブの利用料を減免するクラブに対して助成をする市町に補助をしているという内容の事業でございます。補助額につきましては、基準額が月額一人当たり3,000円と算定しておりまして、その2分の1に乗じた額を交付させ

ていただいているという状況でございます。令和4年度の実績については以下の状況でございます。29市町のうち26市町が利用実績があるという状況でございます。名張市と鳥羽市、それから伊賀市のところでございますが、名張市は市独自でやられているということと、鳥羽市さんにおきましては今年度からこの事業を活用するということと、伊賀市さんは実績がないという状況でございます。補助合計額としては2,000万円ちょっとという状況でございます。

続いて、11ページを御覧ください。続きましては、子どもの居場所についての事業でございます。子どもの居場所は、子ども食堂やフードパントリー、それから体験教室、学習支援教室、様々な内容がありますけれども、家でも学校でもない第三の居場所という形で注目を浴びているところでございます。子どもの居場所は、やはりその第三の居場所とともに、地域での子どもから高齢者にかかる地域交流の場であったりとか、その居場所にこられる方の中には様々な課題を抱えたお子さんであるとか御家庭もありますので、そういったところを相談場所になったりという形で取組をさせていただいているという状況でございます。県内の子どもの居場所の数でございますが、令和4年の直近のデータでいきますと、いわゆる子ども食堂が大体県内102か所、子ども食堂も含めた、例えば体験学習であるとか学習支援であるとか、様々な居場所を合わせて135か所という状況で、コロナ禍という状況も踏まえても、右肩上がり増加をしているという現状が伺えます。

そういった中で、県としましても、やはりここの居場所の実態を把握して、この居場所を持続可能な取組にしていくことが必要と考えまして、令和3年度に子どもの居場所の実態調査を実施させていただいております。そこから浮かび上がってくる課題としましては、多くの居場所の団体さんの大体活動実績が3年以下で、スタッフとしての人数も5人以下という脆弱な運営の体制の中、頑張っ活動をしていただいているという状況が浮かび上がってきております。県としましては、そういった居場所を持続可能な場所としていくための取組を進めていくということで、13ページを御覧ください。令和4年度から県と社会福祉協議会さんと連携をとりながら、人材育成でありますとか、マッチングでありますとか、運営補助の取組を実施しているところでございます。

人材育成に関しましては、ここに書いてありますように、子どもの居場所づくり活動をしようと思われる方に対する、どうしたらいいかわからないのでそういったところへのアドバイザーの派遣でありますとか、勉強会でありますとか、

インターンシップの実施、そしてマッチングに関しましては、それぞれの居場所さん、いろんな課題を抱えて支援を求めている状況がございますが、なかなかそこが支援をしたいと思われるところとうまくつながってないところもございます。一方、企業さんの方では、何らかの形でこういった居場所への支援をしたいという思いの企業さんもおありという状況もございますので、そういったところをニーズとシーズのマッチング事業という形で取組をさせていただいております。

さらに、運営費の補助ということで、子ども食堂への運営の補助でありますとか、学習支援、体験活動への支援の補助をさせていただいておりますので、その実績につきましては14ページ、15ページに挙げさせていただいておりますので、また見ていただければと思います。

さらに、こういった居場所を県としては大体中学校区に1か所程度増やしていきたいと思っておりますので、今年度の新規事業としても飲食店さんの御協力を得た形でモデル事業を展開していく予定でございます。

続いて、17ページでございます。ヤングケアラーについてでございます。ヤングケアラーにつきましては、新たな課題という形で国の方も令和4年から3年間、重点的な取組として挙げておりますが、県としても昨年度から取組を進めているところでございます。ヤングケアラーの早期把握や切れ目ない支援体制の充実に向けて、昨年度は実態調査を行っております。その結果を踏まえて、今年度は様々な取組の方、後ほど説明しますが、進めていきたいと考えております。実態調査の結果でございます。昨年度、実態調査をさせていただきましたのは、市町の要保護児童対策地域協議会に対して、アンケート調査の方を実施しております。こちらがいわゆる支援者側のアンケート調査という内容になります。もう一つが、子ども・若者へのWebアンケート調査ということで、こちらの方が当事者への調査という形でやらせていただきました。あと、要対協の調査にプラスして、そこから浮かび上がってくる事例について再度、詳細な聞き取り調査も実施しております。

それぞれ要対協の調査、支援者へのアンケート調査におきましては、要対協の登録ケース5586件、調査時はありましたけれども、そのうちヤングケアラーと思われる子どもの件数は111件で約2%、登録はされていないものの何らかの形で要対協の中で支援の見守りをしている登録外ケースの中で49件ございましたので、合わせて全体として160件のヤングケアラーがいるという結果でした。

子ども、当事者へのアンケート調査は13歳以上22歳以下のネットリサーチモニターを対象としたWebアンケートを実施させていただきました。604人から回答を得ました。そのうち46人、約7.6%でございますが、ヤングケアラーと思われるお子さんという形でした。さらに、111件の要対協の関わっているヤングケアラーと思われる子どもさんの状況を19の市町に聞き取り調査をさせていただきました。大体75件の聞き取りを実施して、支援の状況であるとか、そういった部分を詳細に把握をさせていただいております。こちらにつきましては、ヤングケアラーの実態調査報告書という形でまとめさせていただきました。こちらにそれぞれ支援の具体的な内容についても13事例挙げさせていただいております。こういったものを参考にいただきながら横展開の方もいただければと考えております。

合わせて、昨年度は支援者向けの研修等をさせていただいております。それから、ヤングケアラー・コーディネーターを県庁内に2名配置させていただいて、昨年度は調査への協力で市町を回っていただいたりとか、今年度もいろいろな形で市町に回っていただきながら支援状況等の確認をしていただいたり、指導、相談にも乗っていただいているという状況でございます。

そういった中から浮かび上がってきた課題でございますが、やはり支援者向けのアンケート調査では、ヤングケアラーと思われる方が2%、実際当事者向けのアンケートでは7.6%という形で高い結果となりましたので、まだまだ支援者側で把握できてないヤングケアラーが潜在化している可能性があると考えております。そのためには早期把握に向けた取組というのが重要と考えております。また、当事者調査では、ヤングケアラーの内容まで知っている子どもというのは5割以下という結果となっております。家庭の状況を誰にも相談していない当事者は6割を超えたということから、なかなか本人も自覚していない部分もありますので、ヤングケアラーという認知度を高める取組も合わせてしていく必要があると考えております。さらに、やっぱりサポート体制も求められておりますので、具体的な支援方策というところも検討していく必要があるのかなと考えております。

そういったことを受けまして、今年度は、まずは認知度向上に向けた取組を実施するというので、8月26日に広く県民に理解を深めるためのフォーラムを開催させていただきました。同時に、昨年度、調査で詳細な事例について聞き取りをさせていただきましたので、その中でその事例を基にした支援ハンドブッ

クを作成させていただきまして、いろいろな形で支援者に向けて、このハンドブックを活用したヤングケアラー・コーディネーターによる出前講座をさせていただき予定でございます。さらに、昨年度もやりました支援者向けのスキルアップに向けた研修でありますとか、そして、やっぱり地域における支援体制の充実に向けた取組等させていただきながら、より一層ヤングケアラーの早期の把握や切れ目ない支援体制の充実に向けて取組を進めていきたいと考えております。私の報告は以上でございます。

中森座長

教育委員会。

井ノ口次長

それでは、資料2、教育委員会事務局関係を説明いたします。

1 ページを御覧ください。1 新型コロナウイルス感染症にかかる児童生徒への影響についてです。2 段落目ですが、新型コロナウイルス感染症が流行し始めてから、約3年余りの間、児童生徒や学校教育活動には様々な影響がありました。そのうち、今後留意すべきと考えられるものについて、7点取りまとめました。

1 の児童生徒の変化に関するアンケート結果ですが、令和4年度に養護教諭とスクールカウンセラーを対象にアンケートを実施しました。その結果、表1にありますとおり、半数以上の養護教諭とスクールカウンセラーが気分が落ち込んだり、憂うつになったりする子どもが増えたとか、友人との関係に不安を抱く子どもが増えたなど回答しており、コロナ禍が児童生徒の心身の状態に様々な影響を及ぼしている状況がありました。(4)の今後の対応として、今年度も同様の調査を実施して、児童生徒の変化を把握します。調査はもうすでに8月に実施しておりまして、現在集計中でございます。

2 ページを御覧ください。2 の不登校児童生徒についてですが、不登校となった児童生徒数はコロナ禍前と比較して、小中学校で増加しています。表2にあるとおりです。(4)の今後の対応としまして、4月に設置した不登校総合支援センターを中心に、児童生徒一人ひとりに応じたより効果的な支援を実施します。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談しやすい環境づくりを推進します。なお、高校段階の生徒を対象としました県立教育支援センター「こもれび」の令和5年8月31日時点の登録者数は40人です。市町

別の内訳はそこにあるとおりです。

3の学力への影響ですが、全国学力・学習状況調査の結果に対する国の分析では、各教科の平均正答率との間に相関は見られなかったとされています。一方、3ページの(3)ですが、本県において、平日の学校以外における勉強時間は小中学生ともに減少し、平日のテレビゲーム等の使用時間も小中学生とも増加しています。表の3-2、3-3のとおりです。4ページを御覧ください。今後の対応としまして、市町教育委員会が作成するアクションプランが学力・学習状況の改善につながるよう、指導・助言を実施します。また、三重県PTA連合会等と連携し、児童生徒の学習習慣等の確立に向けた情報発信を行います。

4の地域等と連携した学習ですが、(3)の2行目です。児童生徒の不読率が上昇傾向にあり、児童生徒の図書離れが懸念される状況となっております。表の4-2のとおりです。5ページの今後の対応としまして、③の県立学校では読書活動推進モデル校において、生徒が利用したくなるような学校図書館づくりを推進します。④の小中学校ではモデル市町にアドバイザーを派遣して、学校図書館の工夫等について助言や支援を実施します。

5の体力への影響ですが、令和4年度の調査では、コロナ禍前と比べて、体力合計点の低下や総運動時間の減少傾向が見られます。6ページをお願いします。

(4)の今後の対応としまして、研修会を実施するほか、③ですが、1学校1運動をより一層進められるよう、事例紹介や体力向上の取組をサポートします。

6の差別の防止ですが、県教育委員会では、そこにあります①から③の人権学習指導資料を発行し、学校に配布してきました。また、(2)令和4年度末には、マスクをする・しないによって偏見や差別が生じることのないよう、各学校に通知を行ってきたところですが、人権侵害事案が令和4年度末までに19件発生しています。引き続き、新型コロナウイルス感染症に関わる差別の発生に注視して、適切な対応を実施します。

7ページ、7のキャリア教育・就職状況への影響ですが、県立高等学校卒業者の就職内定率は99.5%以上と高い水準で推移しています。(3)一方ですが、県立高等学校におけるインターンシップについて、実施を見合わせる学校が増加したり、あるいは(5)ですが対面・体験型のインターンシップの活動機会が減少しました。(6)の今後の対応としまして、3行目の後ろですが、職業ポータルサイトの活用の幅を広げ、高校生にとって個別最適なインターンシップを提供するための支援体制を構築します。

上村副教育長

それでは、8ページを御覧ください。私の方からは、2番、教育費負担の軽減に向けた就学支援制度について御説明いたします。

まず1つ目、高校教育の部分ですが、(1)高等学校等就学支援金制度でございます。これは一定の要件を満たす世帯に属する生徒に対して就学支援金、これは授業料と同額になりますが、支給・助成するものです。支給の条件は一定あるんですけども、モデル世帯というのがございまして、両親のうちどちらかが働いてみえて、高校生がいて中学生がいるというような世帯の場合、年収の目安が約910万円以下となっております。現在約8割以上のご家庭で受け取っていただいているという状況です。支給額は下の表になりますが、一番上の単位制によらない課程の全日制というのが一番多いんですけども、11万8,800円、これは月当たりになります。授業料9,900円の12か月分に相当します。一番下に支給実績を挙げてございます。令和4年度で2万7,768人、支給額といたしまして、約30億円の支給額となっております。

9ページお願いします。(2)は高校生に対します返済不要の奨学給付金制度となります。これは先ほどありました就学支援金と違ひまして、授業料以外の教育費、かかってくる教育費負担を軽減するための制度です。例えば、教科書代であったり、教材であったり、修学旅行の積立金であったり、そういうものが該当します。対象は生活保護世帯、それから市町村民税の所得割の非課税世帯となっております。給付額はその表のとおりです。給付実績は、令和4年度3,187人に対しまして、約3億6,000万円となっております。

それから(3)ですけれども、無利子の貸付金になります奨学金制度です。これは、かつては日本育英会というのがあったと思うんですけども、それが都道府県に移管されたということで始まっておるものでございます。対象は以下にありますように、主な理由というのとはウですけども、経済的な理由により修学が困難であることとなっております。貸与額、これは返してもらわないといけませんので、その望まれる額によって下の表のような分類となっております。貸与の実績は令和4年度294人に対しまして、約9,000万円を貸与しております。

10ページは参考といたしまして、小中学校の教育に係る支援について挙げてございます。この制度は、国事業を小中ですので市町事業として実施いたしております。その対象は②ですけれども、要保護者は国2分の1、市町2分の1、そ

れから準要保護者につきましては、地方財政措置が講じられておりますので、交付税措置がされております。援助される費用も教育扶助を受けていない場合と受けている場合によって多少メニューが違いますけれども、そのようになっております。それから、準要保護者につきましては、地財措置が行われましたので市町によってそれぞれ定めておるところでございます。受給実績を下に挙げてございます。令和3年度が現在の最新でございますけれども、全体で1万7,391人となっております。

井ノ口次長

11 ページ、3の地域未来塾についてです。地域未来塾とは、地域学校協働活動、これは登下校の見守りや通学路等の整備などありますが、その一つとして中学生等を対象に退職教員や大学生等の地域住民等の協力により、原則無料の学習支援を実施するものです。全ての中学生等が参加可能で、場所は学校の空き教室や図書館、公民館等で行われております。

2の県の取組についてですが、国の事業を通じて地域未来塾等を実施する市町等に対し、財政的支援を行っております。なお、この補助金は地域未来塾の運営のほか、放課後子ども教室の備品整備にかかる経費やコミュニティ・スクールの導入に係る経費等にも活用されておりました、補助額はそこにあるとおりです。

3の地域未来塾を実施している市町及びカバーしている公立小中学校数ですが、13市町、64校となっております。12ページにその取組例として記させてもっております。数学と英語の学習支援や英検受験者に対するリスニング等の受験支援、また中学校の定期テストに合わせて、その前の学習支援などを行っております。説明は以上です。

中森座長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対し、質疑等がございましたら、お願いいたします。

稲垣委員

まず、子ども・福祉部さんの説明の方で教えていただきたいのが、この子ども基金なんですけれども、今、御説明いただいて、5つの基金に配分されていると

ということで、配分率がそれぞれあるんですけれども、この配分率というのは誰が決めている、この配分率は毎年違うのか、もうずっとこの割合なのか、その辺りのところをまず教えていただけますか。

渡邊副部長

超過課税で、令和5年度でいきますと14億1,000万円の収入を各基金に割り振っている配分率の経緯ですけれども、定期的にはではなくて、随時見直しを行っていきまして、平成30年度に子ども基金が新設されましたので、直近ではその際に見直しをされています。その配分率は、総務部の方で全体の予算編成の中で決めていただいています。情勢の変化等に応じて、随時、不定期にというか、決まっているわけではなくて見直しをしてもらっています。そちらの説明は関係の総務地域連携交通分科会で御説明をさせていただいて審議いただいていると聞いています。

稲垣委員

この基金は知っていたんですけど、この配分率を誰が決めているのかなっていうところが知らなかったの、議会には総務地域連携交通の分科会で配分率も示していただいているということで理解したんですけど、今の説明ですと、平成30年にこの子ども基金ができて、確か、加えて子ども基金も作るんだって当時の鈴木知事が言ってやった記憶はしているんですけれども、それ以降は変わってないんですか、もうこの令和5年まで。

渡邊副部長

平成30年度以降は変わってないです。

稲垣委員

随時、時の情勢に合わせて見直すという割には変わってないんだっていうのは今ちょっと感じたんですけど、わかりました。今後の考え方として、子ども施策しっかり取り組んでいくという意味で言ったときに、12%というのがどうなのかなと思って、これも知事の思い入れ一つなのかなという気もしましたので、こういったものがあるというのを理解させていただきました。当然この企業から超過課税でいただいている部分ですので、中小企業の振興に使うというの

は理解できるんですけども、この辺りの配分率というのはもう少し議論が必要なのかなというのを感じました。

それから、もう1点、教育委員会のところで教えていただきたいのが6ページのところで、令和4年度末に19件、人権侵害事案が発生していますってあるんですけども、これは今の説明ですと、小中学生での件数かなと理解をしたんですが、それであっているのかというのと、もしその割合があれば教えていただきたいと思います。

それからもう1点、3ページのところで、このアンケートをしていただいて、よくテレビゲームという言い方が出てくるんですけども、これはテレビを見ている、ゲームをしている割合という理解でいいんですか。ゲームでYouTubeを見ているとか、今の子どもって基本的にタブレットをいじってる、あるいはスマホをいじってるという時間がすごく長いと思うんですけども、その時間をカウントしているという認識を持っておられるのか、もしそうであるならば、こういう表現をそろそろ変えたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、そのあたりについての考え方も教えてください。

船見人権教育課長

令和4年度までの人権侵害事案19件についてです。この19件は小中だけではなく、高等学校、特別支援学校も含めての19件となっております。2019年から2022年までの4年間、合わせて19件となっております。

脇谷学力向上推進プロジェクトチーム担当課長

2点目の御質問ですけども、これは全国学力・学習状況調査の結果のものなんですけども、一つ目のテレビゲームというのは、テレビを利用したゲーム、率直にゲームのものでございます。もう一つ、昨年度実施があったんですけども、SNSや動画の視聴という項目もございまして、分けて調査がなされておったというところでございます。

稲垣委員

先ほどの19件の内訳がもし小中高等学校、特別支援でわかれば教えていただきたいのと、それからSNSの方はそうすると何時間になっているんですか。もし今データがあれば教えてください。

船見課長

内訳を説明させていただきます。4年間で小学校が13件、中学校が3件、高等学校が2件、特別支援学校が1件となっております。

脇谷課長

2点目の御質問の平日のSNSや動画視聴などの時間というところで、3時間以上のデータでございますけれども、昨年度、小学生で21.3%、中学生で33.4%でございました。

稲垣委員

コロナの影響もあって、結構タブレットやスマホへの依存がかなり高まっているんじゃないかなっていう気もちょっとしてましたので、ゲームとは少し違うのかもわからないなと思って、今お聞かせをいただきました。これ足した時間ぐらいになるのかなってイメージは、それが正しいかどうかわかりませんが、分析も県の方でできているなら、また教えていただきたいと思います。

稲森委員

子どもの貧困対策計画の御説明を、取組を聞かせていただいたんですけども、子ども・福祉部として7、8年ぐらいやってきたんですかね、子どもの貧困対策計画。どの辺を特に満足をしていて、あるいはどの辺を特に満足をしていないか、この指標にとらわれることなく、市町の実態とか実感とかも含めて聞かせていただきたいと思います。

特に気になるのは、目標値29市町と掲げて、仕組みとか制度はできたけれども、実際利用する人がほとんどいないとか、少ないとか、広がってないとか、そういう実態も中にはたくさんあるのかなと思っているんですけども、その辺どういうふうになっていますか。

西崎次長

まず、貧困計画の県としての進捗状況の感触ということだと思いますけれども、貧困対策に向けては市町もここ最近は取組を進めていこうという意識は向いてきているのかなと思っています。

その中の一つとしては、貧困対策計画の進捗状況がまだまだ 29 市町までに及んでいませんけれども、第二期の策定期に比べれば 14 市町と増えてきているという状況にありますし、あと民間と合わせて、特に子どもの居場所についての事業の取組については市町の方も、それぞれ市町によって多少温度差は現時点でもあります。取組を民間と N P O と協力しながら進んでいこうという状況にはあるかなと思っております。

ただ、特にこの支援の柱の中の 3 番目の就労支援に向けての取組についてでございますが、こちらにつきましては、特に母子父子福祉センターを中心に、いろいろな支援の方、相談にもものっていただいたりとかやっておりますが、特に貧困というよりはひとり親世帯の方々、特に母子家庭に関しましては、なかなか希望する就職先と企業が求める対応とがうまくマッチングができてない状況にありますので、就労支援はまだまだ道半ばというか、進み具合がちょっとゆっくりというか、そういう状況にあるのかなと思っております。

教育への支援につきましては、学校さんをプラットフォームとした対策の展開をしておりますので、教育委員会さんと共に取組を引き続き進めていきたいと考えております。

稲森委員

例えば、この中だったら産前産後ケアという 29 の市町で、これ所管はどこになるんですかね。

西崎次長

子ども・福祉部でございます。

稲森委員

29 の市町でこういう取組ができるけれども、実は利用者ってものすごい少なかったりすると思うんですけど、目標値で 29 市町できたけれども、実際そこでその取組が進んでいるかどうかというのは、どういうふうになっているかっていうのをお聞かせいただきたいんですけども。

西崎次長

産婦検診・産後ケアの事業についてでございます。産婦検診につきましては、

医療機関の御協力も得て、産後2週間と1か月検診は多くの方が受診をされて検診を受けられているという状況でございます。

産後ケアに関しましては、利用者数は、詳細につきましては、延べ数につきましてはちょっと今、詳細の資料がないのでお答えしにくいんですけども、非常に伸びておりまして、ただ課題としましては、やっぱり産後ケアも3種類の形態がございまして、宿泊型と通所型と、それから訪問型という3種類の産後ケアの事業内容があるんですけども、特に宿泊型につきましては、やはり産科の医療機関であるとか助産院さんの協力を得ながら事業を展開しておりますが、やっぱり地域によってはそういった実施していただく事業者さん自体がその地域に少ないという状況もありまして、地域差はあるのかなとは思っております。ただ、全てにおいて利用者数は増えてきているという状況にはあると思います。今後どんどん利用者数は増える見込みでありますし、県として今年度新たな取組としまして、特に産後ケアを受けられる対象者がお子さんでいきますと1歳未満まで広がりましたので、そういった部分においては、受け入れる施設を増やそうということで、乳児院さんであるとか、児童養護施設であるとか、母子生活支援施設等も協力を得ながら、そういったところでもこういった事業の展開をしていただくような取組、モデル事業を今年度実施しているところでございます。

稲森委員

それと、学習支援のところで、施設入所児童だとか里親家庭とか保護世帯とかっていう高等教育機関、大学等への進学率が挙げられていますけれども、これそうじゃない世帯との格差というのはもうすさまじいと思って、本当にこの数字を見るたびに生まれ育った環境が子どもの将来を左右していると特に感じるんですけども、その辺の取組はどう評価をしているのかというのを聞かせていただきたいのと、もう一つは、教育委員会になるかわかりませんが、コロナの影響と貧困、コロナの影響が貧困家庭にもたらした影響というのをどういうふうに分しているかということもお聞かせいただきたいんですけども。

西崎次長

まずは高等教育機関への進学率についてでございます。委員おっしゃられるように、確かにまだまだ施設入所児童さんであるとか、里親さんの児童さんにおかれましては、高等教育機関への進学率というのは、一般家庭よりは低いという

状況は県としても認識しているところではございます。

ただ、進学率自体につきましては経年的で見ますと、上がってきている状況もあると思います。できる限り、環境に左右されない形で、本人が希望するような将来が描けるような支援を、施設入所児童さんに関しましては、受け入れていただいている里親さんや施設等ともしっかりと連携を取りながら進めていけたらと考えているところではございます。

上村副教育長

教育において、やっぱり一番そういうところ響く、全ての部分で響く状態があると思っております。それに対して学校教育として、教育委員会としてできる手だてというのは一定打ってきたつもりではありますが、例えば給食のことであったり、先ほどご紹介しました就学支援金、それからオンラインに係る費用等をその分も負担するというようなことも一定やってきたわけですが、全てカバーできているかということそうではないと思っております。この回復途上、そういう御家庭において、特に状況がどういう状態であるかというのをしっかり見て、さらに対応を丁寧にやっていく必要があると思っております。

稲森委員

もう最後にしますけれども、もう一度さっきの再質問ということで伺いたいんですが、いろいろ改善してきて、高等教育機関の進学率も上がってきたということなんですけれども、それは県の政策が届いた、県が政策を打った結果なのか、ほかのいろんな取組もありますけれども、県が政策を打って届いた結果、改善してきたのか、いや違う要素もあるよっていうのか、どういう感じなんですか。

西崎次長

はっきりとは言えないんですけれども、やはり受入先の施設さんもやっぱり御本人に合わせたどういった将来を描くであるとか、そういったところをきめ細やかに聞いていただきながら、それに向けての支援というところを、措置をさせていただいている児童相談所等の担当と話をしながら対応していただいて、そこへの支援に向けた取組もしていただいているというところはあるのかなとは思いますが、全て県の施策が届いたからと言い切れるかどうかというところは、なかなかちょっと評価する基準というのが難しいところもございますので、

言い切れるかと言われると、なかなか難しいかなとは思いますがけれども、ただ進学に向けての意識というのは子どもたちの中でも少しずつ考えているのと芽生えてきている部分もあるのかなとは思っています。

稲森委員

わかりました。子どもの意識の問題だと捉えているんですか。

西崎次長

言葉足らずで大変申し訳ないです。意識の問題というわけではないですが、ご本人の望む方向であるとか、将来像みたいなところを施設さんでも聞いていただきながら支援をしているという状況なのかなと思っております。

稲森委員

現状わかりました。

中森座長

ほかの委員ございますか。

小島委員

さっきの学習とかいろんなところで関連してお伺いをしたいんですけども、私どもがいただいている、これ国の資料なんですけれども、貧困状態の子どもの学力は10歳を境に急激に低下するというのがあって、小学校入って大体同じぐらい伸びていくけれども、もうどんどん下がっていくというデータが出ています。とすると、やっぱりきちんと学習に結びつけていくことが必要だと思うんですが、例えば生活困窮世帯の子どもに対する学習支援実施事業、市町によって全く現状が違います。すごくいろんなところでおそらくいろんな子どもさんに届いているんだろうなと思えるような市町さんもあります。県全体としてこれを把握しているのであれば、例えば、それやっていくことがすごく必要だと思うんですけども、どうしてたくさんできる市町があって、それはなぜなのかとか、なぜほかのところができないのかという分析をやっぱりきちっとする必要があると思うんですが、その辺りどんなふうにお考えでしょうか。

吉田地域福祉課長

今の生活困窮世帯の学習支援に係ることは、生活困窮者自立支援制度の中で行われておりますが、福祉事務所単位で市が福祉事務所を持って、多気町も福祉事務所があります。あと、それ以外は郡部は県が福祉事務所を持って、それぞれやっているという形で、その中で、御指摘のとおり、若干バラバラっていう感じは実際のところ現状ではあるという自覚もありますし、生活困窮者のこの制度の中で、研修会であるとか、意見交換会であるとか、そういう形のものもやってきておるところですけれども、正直、学習支援事業に関して、こういう意見交換とか、そういったものというのはこれまで実際のところには行われてきていないというところで、そういったところで現状はかなり、おっしゃられるように対象者であるとか、あるいは実施の方法とかでばらつきがあるというのが実際の現状ではあります。

小島委員

貧困対策の計画を作っていただいて、県全体としてやっぱり底上げをしてくるというときに、やっぱりしっかりやっているところがなぜできるのかとか、これ人口多いからやれるというものでもないんですよね、どうも見ていると。いっぱいそこに関われそうな人がいるのにやっていないところもあるわけで、そこそやっぱり県としては底支えをすべき。これ質問したらいいんですけど、意見言っちゃって申し訳ないですが、そこが稲森委員言われたけれども、丁寧にやって結果として数値に表れないという原因の一つじゃないかと思いますが、その辺いかがですか。

西崎次長

委員おっしゃられるように、各市町によって取組は様々で、なかなかその市町さんに対しての支援というところも、県としてもまだまだきめ細やかなところまで至ってないところはあると認識をしているところでございます。そういった部分はしっかり市町の皆様方と、担当市町とともに状況について、実態も把握するとともに、どうしていけばいいのかというところをしっかりと話し合うような場でありますとか、考えるような場であるとか、そういったところを設けながら、個々の市町の状況に合った支援についても、県としても取組を進めていきたいと思っております。

小島委員

教育との連携も大事で、学校で子どもがどうしているのかというときに、その子どもたちがこういう事業につながっていくということが必要なんだろうなと思うんですが、もう1点別のところでお聞かせください。ヤングケアラーについてです。先般、研修に私も出させていただいて、この結果をどう分析するかを見せていただきました。要対協へのアンケート取っていただいて、それに基づいてやっていただいているんですけども、要対協にかからない地域の学校に在籍している子どもたちの中に、ヤングケアラーであろう子どもたちがおそらくいるのではないかというふうには思うんですが、学校において把握をすることの必要性を、子ども・福祉部さんもそうですし、学校としてどう考えているかというのを教育委員会にもお聞かせをいただきたいと思います。

井ノ口次長

学校はヤングケアラーをはじめ、子どもたちが持っている状況を一番把握しやすい立場にあると認識しております。ですので、子どもに接する教員がしっかりと知識を持って、アンテナを高くして、支援が必要な子どもを必要な機関にしっかりとつなげられるように取り組んでまいりたいと思っております。

小島委員

学校における調査というのはやられるという認識はおありではないですか。例えば、おそらくこの子はヤングケアラーではないかと思うということを、きっと学校の先生方なら把握できる方がいらっしゃるのかなと思うんですが、その辺り例えば学校でも調査をしながら、それを子ども・福祉部の調査と合わせながら、全体像を描くということはないですか。

井ノ口次長

現状は、そういった支援が必要な子どもたちを発見したときに、スクールソーシャルワーカーとかが個々に対応しているところがございますが、全体を把握するということでは、さらに良い方法がないか検討してまいりたいと思います。

西崎次長

教育委員会さんとヤングケアラーに関しましても連携含め、それから実態把握の部分につきましても、昨年度、子ども・福祉部としては調査をさせていただきましたが、そこも踏まえて、先ほど委員おっしゃられるように、学校での実態というところの部分についてでございますが、今年度、子ども白書を作成することになっておりまして、そこにおいても調査を大々的にさせていただくつもりでございます。その調査項目の中にもヤングケアラーの項目を入れさせていただきましたので、そこにおいてももう少し実態はプラスアルファわかるかなと期待しているところでございます。

小島委員

ひとり親家庭、生活困窮家庭、重なってヤングケアラーってもうはっきり割と出ているので、その辺りをぜひと思いますが、お聞かせをいただきました。ありがとうございました。

中森座長

ちょっと時間が経過しましたので、この場で引き続き御質問される委員がおられるということでよろしいですか。質問を予定されている人ちょっと仮に手を挙げてください。わかりました。

一旦ここで休憩させていただいて、再開は15時45分からといたします。

(休憩)

中森座長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続けて、先ほどの小島委員、終了でよかったですか。

小島委員

さっきのはあれでいいです。

中森座長

続けて質問されますか。

小島委員

じゃあ続けてします。

放課後児童クラブのひとり親家庭利用料支援事業について、お聞かせください。例えば、1か月1万円かかりますという場合、この事業によって、おそらく上限1,500円ということなので、1万円から1,500円引いて8,500円は個人の持ち出しになりますよってというのが通常なんだろうと思うんですが、そこに市町で補助金を出している額ってそれぞれ違うと思うんですけど、それでもやっぱりこのお金を出すのが大変なので、もう小学校1年生の子が放課後児童クラブには行かないという選択をしている子どもの中にはいるのではないかと思います。例えばこれ1,500円から2,000円とかの補助にすると、市町負担が増えるということですよ。

西崎次長

基本的に基準額というのが月額一児童3,000円なんですね。基準額は3,000円で、県の負担としてはその2分の1で、あと残りの2分の1が市町へ補助するので市町負担という考え方になっております。

小島委員

ということは、結局1万円かかりますよっていう時に、ひとり親のこの事業の場合は、要するに3,000円マイナスで7,000円が実費負担になるという考え方ですね。

西崎次長

基本的にはそういう考え方でございます。

小島委員

例えば、この額を上げるというのも一つの方法なのかなと思ったので聞かせていただきましたけれども、それだと県の持ち出し分が増えるのでってことだと思っておりますので、その辺り議論する余地はあるかなと思います。ありがとうございました。

中森座長

続けて、ほかの委員さんどうですか。

石田委員

小島委員の質問のはじめの方で、貧困家庭のお子さんの学力にもう10歳ぐらいから差が出てくるというお話ありましたよね。それはなぜなんですかという質問なんですけど、貧困だと学力に差が出てくるのは、その経済力によって何が違って来るんですか。

吉田課長

生活保護の中で言われることではありますけれども、そういう親が、自分がそういう学習環境というか、そういう環境に育ってこなかったということもあって、子どもに学習をさせなければいけないとか、そういう意識が薄いということが言われていて、そういう中で、早いうちから、例えば小学校のうちから学習支援とか、そういうことをさせていくとか、単なる学習支援だけじゃなくて、生活面でのこととか、そういうこともしっかりしていかなければいけないということが言われております。

石田委員

ちょっとわかりにくかったですけど、貧困家庭では、親が子どもの学力に対して関心が薄いと、そういうことですか。

吉田課長

ちょっと語弊あるかわかりませんが、親が高学歴でない場合とか、そういう場合にはそういうことがあるということが言われております。

石田委員

それ言われているのは何を根拠にしているのか。それ必ずしもそうじゃないんと違うかなと思うんですけど、それは時代も違うのかわからんけど、親がそんなに高学歴でなくても、きっちりと勉強する子、勉強している子もようけおると思っていて、そこにはっきりとした因果関係があるのかどうか。それが親の体質であつたり考え方なのか、貧困であるがためにお金をかけた教育がさせられな

いというのか、どっちなのか、両方なのか。けれども、経済的な理由でない場合の方は、必ずしもそうじゃないなって思えへんのかなと思うんですが、何か根拠のある分析結果ってあるんですかね。

吉田課長

すいません。今ちょっと資料がないので、私の説明も十分でないかもわかりませんが、生活保護にかかる中でそういう話を見たことがありますという、そのぐらいです。

石田委員

この資料の中にあっただけですね。この資料の 30 ページにあるんですけど、ただそういう傾向があるという資料で、その根拠については示されてはいないですね。一度また調査していただけるといいかなと思うんですが、経済力が弱いゆえに、お金をかけた教育をさせられないと、10 歳からそんなに差があるのかな、今の時代って、そうも思うんですね。中学校とか高等学校へ行くと、過去に比べてはもうかなりの率で塾行っているようですが、小学校でどうなんかなと思うのと、小学校でそんなにお金をかけて塾へ行かすの果たしていいのかどうかっていう気もしますので、一度そういう調査もしていただいて、教えていただけるとありがたいなと思います。

稲垣委員

これ国の方からってということで、座長に取りまとめていただいた資料の、例えば 31 ページ、32 ページとかに、家庭の経済格差と子どもの認知非認知能力格差の相関関係だとか、あるいは家庭の経済格差と、これその 2、3 というやつで、偏差値の話で 45 以下に 10 歳のときになったときに、その 45 より上がる率はちょっと低いですよとか、いろんなデータは座長が取りまとめているので、まずは我々でそれは勉強した上で、執行部に調査を依頼しないと、せっかく座長が取りまとめているので、そこは我々共有の課題として持った方がいいかなと思いました。

中森座長

という委員からの意見がありましたので、これは後ほどまたそれぞれの委員

で、御検証いただきながらのこととしていただければと思います。

藤根委員

1点だけ。貧困対策計画のところで、先ほど最初の説明のところでは、目標値、それからモニタリング指標については向上してきているけども、きちっとした目標までの達成がされていないというようなお話だったと思うんです。

その中で、例えば、教育の支援のところで、7番目に就学援助を受けている児童生徒数・就学援助率というモニタリング指標があって、人数的にはほぼ変わらないですよ。若干減っている。でも、就学援助率やったら逆に上がっているという状況あるんですけども、いろんなお取組をしていただいて、いろんな目標値とかそういうのが上がってきているけども、実質、経済的に非常に苦しい家庭が多いと。その部分には変化がないというふうに考えてよろしいんですよ。その受け止めだけ、執行部はどういうふうに受け止めとるのかというところを聞かせてください。

西崎次長

指標全体では、先ほど説明したように、微増であるとか上昇傾向の部分もあるんですけど、目標値にまでは至ってない状況だと思うんですけど、それが個々の指標によっては、委員おっしゃられるように、変わらなかったりとか、若干下がっている部分もありますし、この就学援助率についてはほとんど変わりが無いという状況でございますので、委員おっしゃられるように、この部分については変化がない形であるという認識をさせていただいております。

藤根委員

変化がないというふうに捉えるのか、やっぱりずっと厳しいんだねと、ひとり親家庭なり援助の必要な家庭は相変わらずかなりの数あるんだという認識でおっていただきたいなと思います。

第一期の計画の時の資料を見せていただいても、平成25年度は1万7,463人で11.61%という数字だったのが、直近では人数的には変わらずに、でも率としては11.61から12.97に上がっているわけですから、やっぱりコロナ禍等もあって、家庭の状況というのは厳しい状況にあるというふうに、やっぱりこの指標というのはそういう意味で、いろんな取組を進めておったとしても、もともとの

状況は、経済的に厳しい状況が様々いろんな理由、物価高とかもいろいろあるのかもしれませんが、厳しい状況にあるというところを踏まえておかないと、その上でいろいろ考えていかなあかんのじゃないかなというところを言わせていただきました。

西崎次長

失礼しました。おっしゃられるように、まだまだ厳しい状況にあるという認識は、県としても部としてもしているところでございます。取組については、しっかり現時点の取組の評価もしつつ改善もしながら、しっかり取組を進めていきたいと思っております。

中森座長

続けて、ほかの委員。

杉本副座長

関連で、教育委員会の10ページの資料。10ページの一番下に、要保護及び準要保護児童生徒数が令和元年度1万7,180人、令和3年度は1万7,391人、実数は200人ぐらいしか増えていなくて変わらないかもしれませんが、母数が減っています。なので、援助率は12.46%から12.97%、0.5増えています。私は変わらないというよりは悪化していると捉えているんですけども、これ資料を出された教育委員会、どのように捉えていらっしゃいますか。

早田小中学校教育課長

今、杉本副座長がおっしゃいますように、児童生徒の数が減少しておりますので、率としては増加、悪化している状況というふうにとめております。

杉本副座長

その辺りが子ども・福祉部と教育委員会との認識に違いがあるように思いますので、また今後議論をさせていただきたいと思います。

中森座長

ということでございますので、続けてほかの委員さん。

世古委員

ヤングケアラーのところで教えてください。ヤングケアラー・コーディネーターというのを令和4年度に引き続き2名を配置したということですが、これは単年単年で配置をしていくものなんですか。

西崎次長

予算が単年ごとという形になっておりますので、1年ごとに更新というふうな感じの意味合いで配置をさせていただいているということです。昨年度から同じ方を配置させていただいております。

世古委員

ヤングケアラーのことが問題になって把握がしにくいということであれば、考え方、予算は単年なんかわかりませんが、やはり継続的な取組にさせていただければと思いますし、このヤングケアラー・コーディネーターの役割の中では、出前講座とか普及研修、支援者研修ということで、より把握して実態をつかんでいこうということで行くんだと思うんですけど、そうなってきた場合に、先ほど小島委員のところで話もありましたけど、学校の現場やと把握しやすいんではないかと。そうすると、三重県内の学校現場で広く普及啓発というか、研修を行おうとしたときに、2名でいいのか、その辺はお考えいかがでしょうか。

西崎次長

人数につきましては、現時点では2名の方で一生懸命やっただけですので、今後状況に応じては人数についても考えていくことはあるかなと思いますけど、現時点では2名で活動をしていただいているという形です。

世古委員

すぐに増えるとか、そういうのは難しいかもしれませんが、やはり実態把握をするということは目標であると思うので、その辺をどういうふうにしていくかを考えていただきたいと思いますし、このヤングケアラー・コーディネーターという方は、普及啓発だけをするのか、それは実態把握をするために必要なことやと思うんですけど、ヤングケアラーそのものに対しての、どこかへつなげて

いくというか、そういうような仕事もされるんでしょうか。

近子ども福祉・虐待対策課長

ヤングケアラー・コーディネーターに関しましては、昨年度は実態調査に同行する形で実態把握に努めていました。今回、昨年度に取りまとめたその実態調査の結果などを出前講座として、普及啓発に回らせていただいているんですけども、本来的なコーディネーターという名のおり、各市町で行われる支援について、広く横展開といいますか、そういったところも狙いながらということで、その活動を考えているところです。まだそこまでできてないところも確かにあると言えはるんですけども、各学校であつたり各市町を回らせていただく中で、例えば出前講座であつたりとか、そういう要対協の個別ケース検討会議の場であつたりとか、そういったところでしっかりと福祉と教育がつながってけるような、そういうアドバイス、助言なんかも考えているところです。

中森座長

ほかにございませつか。

今井委員

確認で、子ども基金の活用事業、先ほど県単で事業をしてもらうことが多いということで、それはそれでとても重要なことだと思つんですけども、例えばこの4ページの上から5番目の次世代育成支援特別保育推進事業補助金、これなんかは県単ですか。以前、国の制度でこれがスタートをしたと僕の認識ではあるんですけども、よく国の制度だと、3年ぐらいやつたらもう後は地方についていうことがあつたりするので、現在これ令和5年度やつてもらつるのは県単なんですか。これ国の補助金も入つてるのか。

世古子どもの育ち支援課長

この次世代育成支援特別保育推進事業補助金には国費も入つております¹。

¹ 説明のあつた次世代育成支援特別保育推進事業補助金には、国費が入つていないことを会議後に訂正

今井委員

引き続き、国費も入った形で続いていっとるということで、わかりました。子ども基金の活用事業についてということで、当然県の負担割合もあるので、こういった基金を活用してやってもらうということも、重要なものはそこから財源を捻出しないといけないとは思いますが、今後、子ども基金の配分率とか、おそらく力強く進めていただける先生方も多いと思いますので、可能な限り、県単で、国の補助事業は一般財源で用意していただいて、本当に県独自で子どもたち、また家庭等への支援というのはやっていっていただけるような財政との協議なんかもしていっていただきたいし、また県議会でも可能な限り取り組んでいきたいと思っております。

それと、あともう一つ、みえ子ども・子育て応援総合補助金、先ほど世古委員言われた質問とよく似てくるんですけど、これは単年ごとの予算なので、これも単年、まず令和5年度だと思んですが、これはずっと続いていくんですけど、県として。子育て支援というのを本当に一番大切な政策として掲げていただいて、この市町の取組を支援する3億円とか、これらは何年かとか決まっておりますか。確認ですいません。

竹内少子化対策課長

今井委員おっしゃられるように、予算としては単年度なのでもちろん単年度事業なんですけれども、単年度で終わる予定ではございませんので、数年続けていくという考え方でございます。

渡邊副部長

先ほど子ども基金の活用事業について説明させていただく中で、申し訳ありません。原則、県単事業という趣旨で御説明をさせていただくべきところ、ちょっと説明が不足しておりまして、誤解というか混乱いたしまして申し訳ありませんでした。

財源の活用につきましては、また来年度、総務部で予算調製方針とか示される中で、例えばですけど、令和5年度に関しましては、子どもに関する事業に関しましては、一応予算要求枠の上限決めずにとということで、いろいろ御配慮というか、それぞれ場面場面で財源議論してまいりましたので、今年度も基金に限らず、必要な予算、例えば国費を活用するような努力も必要でしょうし、トータルで事

業予算の獲得できるように、また^{かつ}闊達に議論してまいりたいと考えています。

今井委員

よろしく願いいたします。

続きまして、教育委員会さんの方に、アンケートを実施していただいて、養護教諭さん、スクールカウンセラーさんで、学校に登校しづらいと感じている子どもが増えたということで 61、62%という数字が出ておって、次の2ページのところで、現状の不登校児童生徒も増加しておるということで、今回、令和4年度のアンケート調査で、まだここで感じていただいているお子さんたちは、現状は不登校にはなられていないお子さんということで、令和4年度の時点ではですね。ただ、今後そのお子さんたちの学校に登校しづらいと感じている部分を解消していくことが新たな不登校の方を生まないということにつながるのかなと感じております。

それで、2ページのところの今後の対応で、悩みや不安のある児童生徒に対して、担任や養護教諭、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談しやすい環境づくりを推進しますということで、現状、不登校の方、また不登校だけではなく、いろんなことにスクールカウンセラーさんやソーシャルワーカーさん対応してもらっていると思うんですけど、財政的なこともあって大変だとは思いますが、スクールソーシャルワーカーさん、スクールカウンセラーさんは今後もやはり必要な人材として増員が私は必要かなと思うんですけど、教育委員会としてはどう考えているのかと、配置数の限界というのがあるのか、配置数が定められておるのかどうかも含めて教えてもらいたいと思います。

萬井生徒指導課長

まず、カウンセラーの配置状況でございますが、令和5年度につきましては、令和4年度よりも4.4%増やさせていただいております。

それから、スクールソーシャルワーカーにつきましては、同じように令和4年度から令和5年度にかけて、配置時間数で48.2%増加ということで配置をさせていただいております。この時間数なんですけども、まだまだ子どもたちの状況からすると、十分ではないと考えておりますので、今後も財源確保に努めてまいりたいと考えております。

それから、各学校への配置の時間数でございますけども、これにつきましては県の教育委員会では、児童生徒数であるとか、それから不登校の子どもの数とか、そういったことも勘案しながら配置をしておるところでございます。

今井委員

配置時間に関しては、県独自で財源を確保すれば、時間数も伸ばしていけるという考え方でいいということの確認をさせてください。

萬井課長

私どもの方でカウンセラー、ワーカーの配置につきましては、国で示されている配置基準を踏まえて配置をしております、まだそこまで到達しておりませんので、まずはそれを目指して配置をしていきたいと考えております。

今井委員

また後ほどでいいので、国の配置の基準と、到達していない状況がどれぐらいのものなのかというのは、また教えてもらいたいと思います。

最後にすいません。学習支援のところで、子ども・福祉部さんの方でひとり親家庭生活困窮者の家庭の学習支援、子どもの居場所のところで学習支援教室、教育委員会の方で子ども未来塾、子ども未来塾の方は全ての中学生等が対象ということですけど、この辺はそれぞれに住み分けといいますか、連携を取りながらやっていただいとるのかどうかということと、全ての支援を使ってもらっとるか、複数使ってもらっとるそういった子どもさんや学生さんがおってもらうのかどうかということがもう一つ。

最後に1点は、いただいている資料の中で、定員に対して実績がどれぐらいかって、令和4年度の分使ってもらっとるんですけども、中には定員に対してかなり実績が低いところあるんですけど、これはコロナの影響なのではということをお教えしてもらいたいと思います。

吉田課長

この学習支援事業につきましては、基本的に市の部分がありますので、市の中では今言われましたひとり親家庭の部分と生活困窮者支援制度の中の部分と今の未来塾の部分と、いろいろ考えながら市としてはやっているということだと

思いますけど、実態は、直接私は聞いてはいないというところです。

それから、定員と実績に関しては、定員というのは予算の枠という意味合いで書いている数字なんですけれども、ちょっとコロナの影響があったのかどうか、そこも具体的に把握はしてないです。

早田課長

御質問にありました困窮世帯の子どもに対する学習支援と、あと地域未来塾の関係でございます。地域未来塾は平成27年度に始まった制度でございます、当初は貧困など学習が困難な状況にある中高生の学習支援をするという趣旨で始まった事業でございます。現時点においては、子ども・福祉部さんからお話がありました放課後子ども教室ですとか、あとはその地域未来塾というところは貧困世帯の方のみということではなく、幅広い中高生を対象にしながら、学習支援も含めた体験活動を地域の方を巻き込みながら一緒にやっているというところで、大分似通った制度になりつつあるという現状がございます。

今井委員

一つだけ、定員のところで、定員の考え方がその予算の枠でいったんのか、実際にそういった支援が必要な子どもさんの数でいったんのか。7ページのところを見ると、定員よりも多くなっているところも出てきたりして、そもそも予算の委託、これしてやってもらっとるんですけども、必要なお子さんの数に対しての定員であるべきなのかなと。そして、コロナの影響がどうかかわからないということですけど、周知がしっかりされておるのかとか、地域によっては通うのが大変とか、いろんなこともあるのかなと思いますので、またその辺今後、この政策討論会の中でも関心を持って確認もさせていってほしいと思います。

最後に、子ども教室のと言ってもらいましたが、子ども・福祉部さんの方で子ども教室の、パッケージの中にも予算が出てきておるんですけど、未来塾の方で備品等の補助金というのがあるんですね。これなんですけど、子ども教室は元々文科省の部分で、児童クラブは厚生労働省で、でも三重県としては子ども・福祉部が担当になるという形で聞いておって、ここも子ども・福祉部さんの資料に出てくる子どもというのは、「子」に「ども」はひらがなで、教育委員会さんの方は「子供」と漢字で書いてあるので、これは呼び方決められた字を当てはめとんのだろうと思うんですけど、ここも違いがあるんですけど、実際子ども教室

はどちらが主担当ということをもう1回だけ確認させてもらいたいと思います。

早田課長

放課後子ども教室については、子ども・福祉部さんで担当されております。

今井委員

子ども教室に関しては子ども・福祉部さんのがしっかりと、ただこの補助金だけは教育委員会の方に載ってるってことは、教育委員会から出しているということでもいいんですか。子ども未来塾の補助金を出すというのは。

早田課長

国の補助金は同じ補助金名なんですけれども、地域未来塾の分については教育委員会から、放課後子ども教室の分については子ども・福祉部さんの方からそれぞれ市町に対して支給しているという状況です。

今井委員

わかりました。

中森座長

ほかにございませんか。

小島委員

教育委員会さんに少し教えていただきたいんですけど、学調の平均正答率、そんなにコロナは影響ないよというのが全国の傾向ですよってありました。コロナ禍の中で、上ブレ下ブレがそれぞれ増えているということはなかったでしょうか。平均出せばおそらく同じぐらいの数値にはなってくると思うんですが、それぞれ上と下が増えているということはないですか。それはどうだったんでしょうか。

脇谷課長

ただいまの御質問なんですけれども、国の調査で追加分析というのが行われておりまして、文書にもありますように、臨時休業期間の長さとか各教科の平均正

答率の間には相関は見られないというような分析でございました。

今、御質問がありました上と下の差というところにつきましては、分析はそこまで及んでおりませんが、分布図から見ますと、大きな差はないかなというふうには感じております。

小島委員

先ほど稲垣委員の質問の中で、平日のゲームとか、それからSNSの視聴とか、すごく高い数字で出てくるんですけども、このことと、それから私ども座長からいただきました体験格差の相関はないのかなと思っていて、体験がないというなかなか厳しい経済状況のお家は、経済的、時間的、精神的、体力的な余裕がないとか、あと人間関係がそんなにならぬからそういうところにつながらないという貧困があるというふうに、明らかに体験が少ないというのが出てきて、そのこととそのSNS等に結びつく時間が伸びているということの中に相関はないのかなと思ったものですから、聞かせていただきました。勝手な仮説としては、体験をする時間がないので、どうしてもそこに入り込んでいって、結果SNS等の視聴、そこにつながる時間が長くなって、学習時間が2時間ぐらい短かったと思うんですね、生活困窮世帯とそうでないところを比べると。それもデータで出ているので、そういうところに結びついてないのかなと思ったものですから、もしクロス集計するとか、そういうことがあるのであれば、ぜひお教えいただきたいなというふうにも思いましたので、お聞かせをいただきました。単に一つのデータでの分析ではなくて、相関関係が見れるような分析をぜひ、子どもたちこの学力というところにすごく大きく表れていると思うので、その辺りも今すぐどうこうではないですし、これまた私どもはいろいろまたやり取りをするんですけども、なかなか私どもでそのクロス集計をするということまでは難しいのかなと思うものですから、申し上げました。結構です。

中森座長

よろしいですか。

稲森委員

教育委員会にお尋ねしたいんですけども、就学援助が悪化している、厳しい状態になっているというお話でしたけれども、その一方で、本当に必要な人に届い

ているかどうかというの、どういうふうを考えているかっていうのをお聞かせいただきたいんですけども、市町村によってこの就学援助の基準というのが違って、どこどこ市だったら受けられるけれども、どこどこ市だったら受けられないというような、そういう市町村の間の差とか、あるいは金額の差とか、そういうところは現状どうなっているか、お聞かせをいただきたいです。

あと、就学援助に関する周知を100%入学の時なり進級時なりやっているということで、これで満足されているんでしょうけれども、その内容だとか、あるいは多言語化されているかとか、本当にお薦めするような受けやすい内容になっているかとか、その辺はどういうふうに把握を、市町村によってもばらつきがあると思うんですが、その辺どうなっていますか。

早田課長

就学援助についてなんですけれども、市町村のばらつきがあるというのは、委員の御指摘のとおり、制度の立て付けとしまして、地方交付税により各市町が判断して措置するものとなっております。したがって、支給する世帯の対象の条件も変わってきておりました、そこに対して県として、こうしなさい、ああしなさいということはなかなか難しいとは考えているんですが、一方で、最近、物価高騰などにより困窮世帯等の問題も話が出てきております。したがって、県としては国に対して、物価高騰等の影響もあるので、その準要保護世帯のことも含めて、制度の充実をお願いしたいという要望をしているという状況でございます。

稲森委員

市町村のばらつきというのが現状どうなっていたり、あるいは周知の中身、そこは県としてどういうふうに把握をしているかっていうところ。制度としてそうなんですけれども、市町村によっては努力をすごくしているところもあれば、財政的に厳しいというところもあるでしょうし、県内でそこを明らかにオープンにしていくということが、そこを後押しというか、充実させていくことにもつながるのかなとも思います。

参考までにお聞かせいただきたいんですけども、地方交付税の措置というのは、どういう算定基準でされているか。持ち出し的のところは、各市が負担して上乗せしてやっているってというような状態なのか、あるいはこういう基準があるのにそれを下回る額しか出していないところがあるのかどうか、その辺の現

状もしわかっていたら、どうなっているか教えてほしいです。

早田課長

すいません。先ほどの答えに漏れがございました。

どのような形で各市町が就学援助の周知をしているかというのは、ちょっと詳細は今つかんでおりませんので、おっしゃられたように、今後その状況を把握しながら、市町に促していくことは大事というふうに考えております。

2点目のお話でございますが、算定基準の今ちょっと正確な数字を存じておらず、お答えがなかなか難しいんですが、一般的には算定基準によって配分された額というのがございます。そこに対して用途がこれじゃないと駄目というふうに限定されていないので、市町の判断で他の用途に使っている場合もございます。そのため、各市町で基準に上下があるという状況でございます。

稲森委員

もしわかったら、例えば1.5、1.4とか、生活保護に対してどれぐらいの差が県内であるかだけわかったら教えてほしいんですけど。

早田課長

網羅的に申し上げることは難しいんですけども、よく聞いている話ですと1.4倍までというところで聞いているものでございます。

稲森委員

また詳しく教えてください。

中森座長

ありがとうございます。たくさん意見、御質疑をいただきましたので、ほかにないようでしたら、これで子ども・福祉部及び教育委員会事務局関係の聴取調査を終了いたします。当局には御苦労様でした。

(子ども・福祉部及び教育委員会事務局職員 退室)

次に、医療保健部の職員が入室しますので、執行部入れ替えの間、着席のままお待ちください。

(医療保健部職員 入室)

それでは、医療保健部さん入室いただきましたので、当局より御説明を願います。

中井次長

子どもに関する政策討論会議、説明資料、資料3になっておりますけれども、医療保健部分の御説明をさせていただきます。

めくっていただきますと、1ページ目になりますけれども、子ども医療費助成についてでございます。子ども医療費助成制度の状況でございますけれども、助成事業の実施主体は各市町でありまして、県では小学生までの医療費の自己負担分、未就学児で2割、小学生で3割相当部分への助成について、その額の2分の1を補助しているところでございます。ただし、所得制限、児童手当基準ですけれども設けているところでございます。あわせて、県の補助は、この医療費の自己負担分のほか、助成申請に必要となります医療機関が発行する領収証明書料、1枚につき200円必要になりますけれども、こちらも対象としているところでございます。

2番目、子ども医療費の無償化でございますけれども、県では小学生までの医療費の無償化を対象としているところでございます。他県では定額の一部負担金、500円程度ですけれども、そちらを求めた上で、残りの自己負担分を助成している例もございますけれども、三重県では自己負担のない文字どおり無償化を基本としているところでございます。

3番目ですけれども、現物給付、いわゆる窓口無料化でございますけれども、助成の方法について、県では、窓口で払った額を後日、口座に振り込みます償還払い方式を基本としつつ、平成30年度から未就学児につきましては、窓口での負担を無料化する現物給付方式の場合も補助対象としているところでございます。現物給付の実施目的をセーフティネットの拡充とし、これまで児童扶養手当基準の所得制限を求めていたところでございますけれども、令和5年度よりこの所得制限を廃止いたしまして、県補助の拡大を実施したところでございます。

4番目といたしまして、県内市町の助成状況でございます。市町の助成の基準は、県の補助の基準とは異なっておりまして、各市町は県の補助基準に上乘せした市町独自の基準で助成を行っております。各市町の制度につきましては、後ろの方になるんですけれども、3ページのところに一覧表として掲載させていた

だいております。戻っていただいて、この表をまとめたものがグラフにしております。対象年齢でいいますと、中学生までが 18 市町、高校生までが 11 市町となっております。所得制限につきましては、ありが 14 市町、なしが 15 市町ということになっております。現物給付につきましては、未就学児までが 22 市町。中学生以上というのが 7 市町となっております。

2 ページを御覧ください。子ども医療補助金の補助額の推移についてグラフに示させていただきました。下の方、四角の囲いでしてありますのが、その年に行った施策等がございますけれども、このグラフなんです、県補助金の決算額をベースとしております。ただし、令和 5 年については当初予算の額となっておりますので、御了承ください。見ていただきますと、おおよそ令和 5 年を見ていただきますと、22 億円程度の県費が必要ということになっております。説明といたしましては以上でございます。

中森座長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対し、質疑等ございましたらお願いをいたします。

稲森議員

2 ページの子ども医療費補助金の額の推移を見ているんですけども、これをどう読んだらいいかということですが、これまで県が現物支給をやると、医療にアクセスしやすくなって医療費が高騰すると、県の負担も増えるということを書いてきましたけれども、実態はどうだったんですか。

野間国民健康保険課長

このグラフ、29 年度ぐらいから減っておりますのは、現物給付の導入に伴いまして、領収証明書料というのが、領収証明書方式からレセプト方式というふうな格好で未就学児は変わっております、その分の補助がまず減っているというのがまず一つございます。

医療費の伸びに関しては、県の方で推計というのをしております、実績を基にですね。それを見ますと、基本的にはどうやってるかっていうと、小学生が現物給付導入してないので、小学生の導入前から、今の補助対象年度までの伸びが通常の伸びということで、それを上回る伸びが医療費波及増による伸びだとい

うことで整理していきまして、それを整理しますと、ちょっとコロナの年があつてわかりにくいんですけども、コロナの令和2年度で6.9%の伸びで、令和3年度だと20.8%の伸びという格好でしたので、令和5年度の当初予算においてはその2か年の平均として15%の伸びということで整理して予算化してございます。

稲森委員

その伸びというのは他県でも大体そんなもんなんですか。

野間課長

この伸び自体が、予算でずっと置いてあったのがその伸びなんですけども、他県は他県で、これ自体が独自の県の推計でございまして、他県がどういう置き方というか、物の見方をしているかっていうのはちょっとわかりかねるところでございまして。

稲森委員

わかりました。それは必要のないコンビニ受診みたいなのが増えたって捉えているのか、それともこれまで必要な子どもたちが必要な時に必要な医療を受けられてなかったって考えているのか、どっちなんですか。

野間課長

そこについては中身まで精査してございませぬので、何とも判断はつきかねるところですが、医療費の伸びとしては実際2年間の平均で15%あったと把握してございまして。

稲森委員

それともう1個なんですけども、県独自の所得制限を撤廃した部分について、考え方というか、県の理念みたいなところを聞きたいんですけども、この所得制限撤廃するという考え方は、全ての子どもに必要な医療を届けようという考え方にあるのか、それとも所得制限撤廃した方が事務費とか事務負担が安くなるからそうしたのか、どちらなんですか。

野間課長

導入当初は児童扶養手当で基準を設けて補助させていただいてございますが、市町の方から廃止の強い要望をいただいております。そうしたことから令和5年度でこの所得制限は廃止してございますが、県の上限としては児童手当が上限になってございます。全ての子どもという格好ではないんですが、児童扶養手当基準まではほかの償還払いと同じような格好でのお支払いをさせていただくということとしてございます。

稲森委員

ありがとうございました。考え方はよくわかりました。

中森座長

ほかの委員さん、どうですか。

今井委員

県の方では、福祉3公費でひとり親家庭の18歳までの医療費の助成というのがあると思います。もう一つは障がいをお持ちの方々ですけども。子ども医療費の助成制度とひとり親家庭への助成制度の中で、大きく違いというのは対象となる年齢のところでは何かございますか。市町によっては、ひとり親家庭のところは児童扶養手当の上限があると思います。それプラス80万円とか、市町独自でやっているところあると思うんですけども、県の方もひとり親家庭に関しては児童扶養手当を基準にして、子ども医療費助成に関してはこの児童手当が基準になっるとする形だと思っておりますけど、現物給付に関しては何ら一緒ということで思っているいいんですかね。

河村国民健康保険課市町国保支援班長

委員おっしゃられたとおり、基本的にはひとり親家庭については所得基準を児童扶養手当で設定してございます。

一方、現物給付につきましては、基本的にはこの令和5年度からは児童手当まで拡充したんですが、従前から児童扶養手当という所得制限を持っておりましたので、ひとり親家庭につきましては基本的に子どもと何ら変わりなく、現物給付を実施してございました。

今井委員

制度として確認したかったので、ありがとうございます。

あと、以前政策討論会議を3公費に対してやったときに、いろいろ要請等もあったんですけども、今もやっぱり障がいをお持ちの方々への福祉医療費に関する拡充の要望というのは、県の方には毎年届いておるんでしょうか。その辺確認だけ。

野間課長

要望の方は関係団体等からもいただいております。市町からもいただいておりますのでございます。子ども医療費の方を優先してやってきたということがあるので、そちらもバランスよくやっていく必要があるというふうには考えてございます。

今井委員

現状確認したかったので、ありがとうございました。

中森座長

ほかによろしいですか。

ほかにはないようでございますので、これで医療保健部関係の聴取調査を終了いたします。当局には御苦労様でした。

ここで、医療保健部の職員が退出しますので、引き続き着席のままお待ちください。

(医療保健部職員 退室)

引き続き、会議を続けます。

それでは、委員間討議を行います。

本日の聴取調査について、各委員において、御意見ある方はお願いします。

今井委員

今日は子ども・福祉部、教育委員会、また医療保健部から資料を出してもらいました。どちらかというと、公平な教育の機会とか、セーフティーネットとなるような生活支援とか、そういったことがメインやったのかなと思います。それは

それでとても大事なことなんですけども、子どもたちの個性を伸ばして健やかに成長とか、目標に向かって元気に取り組んでもらうという、そういったところはちょっと少なかったのかなと。

例えば、幼保小の連携とか、幼稚園、保育園と小学校行くときの連携というのがすごく大事ということで、事業として子ども・福祉部さんも教育委員会と連携とってやってもらっているとは思うんですけども引き続き、そういったことの説明はあまり入ってなかったように思うんですけども、その辺はもう1回改めてになりますけど、この政策討論会議でピックアップすることが前回もう決まったんでしたっけ。

中森座長

今日は一応現状を知るということ、現状を知るということがまず今日の目的でございまして、それぞれの委員におかれても、もしかしたら委員同士の格差があってはいけないので、情報については全ての情報を皆様に入手していただく機会をまず持ったということで、これをもって、まず委員間討議が何かございましたら、他の委員さんに何か質問についての、さらに委員間討議でその意見に対する意見があるとか、そういうことがあれば今お話いただいて、次回は参考人招致を予定してございます。他者から見た他の状況を、我々としてしっかりと学び取りながら今後の政策に反映するための情報を仕入れたいと、このように今、正副の座長の方で考えてございます。今日のところは、現在の三重県の施策について資料提供をいただいたということなんです。

今井委員

今回の、資料4でもいただいております。そういったところもずっと子どもの貧困とか低所得、そういったところがメインになっていくのかなと思います。この政策討論会議で何を中心に話していくのかというのは、正副座長の方でまた今後決めてもらえるのかなと、皆さんの意見も聞いてとは思いますが。

先ほど言った幼保小の連携とかも、子育て、子どもに関する中ではとても重要なのかなとか、そういうふうな考えでおったり、家庭教育の重要性、最初にアンケートでも出させてもらいましたけども、そういったところは、今日は網羅されてなかったなとは思いますが、この政策討論会議でどういったことを中心にやっていくのか、幅広いですので、また今後皆さんからの意見を集約して、最終

的には正副議長の方で決めていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

中森座長

今井委員おっしゃる御意見ごもつともです。最初の時に、若干方向性について皆様にちょっとお伺いさせていただいて、大きく2つの方向性というか、そういう方向性については認識を一つにしながら、併せて医療に関することとか、コロナ禍における課題の新たな発見があったとか、そういうことについては当然、並行してやろうと。こういうことについて現在はその状況で、まだ情報収集の途中でございますので、今後いろんな情報を整理しながら、皆様方、各委員でかみしめながら、整理をした上で、今の意見も含めた御意見をいただく機会を設けたいなど思っております。今日ここで発言あるんやったらどうぞ。

東委員

今井委員の御意見にちょっと補足というか、関連で申し上げたいのが、この資料の子ども・福祉部の1ページと2ページ、右側と左側に大きく分かれていると思います。いわゆる子どもの貧困とかヤングケアラーとか学力とかっていう救うべきところはやっぱりちゃんと手を差し伸べないといけないと思うんです。

もう一方で、例えば四日市市さんだと思うんですけども、今年度に幼稚園、保育園から認定子ども園に移行するのがかなりあるんです。保育園指導要領というのと幼稚園教育要領というのと合体して認定子ども園要領というのでできていますけども、これがつまり子どもの育ちを、非認知能力と自己肯定感をどうやって伸ばしていくのかっていうのが最大のテーマだと思います。今までやってきたところが新たなステージになるので、これがこども家庭庁ができるということとあわせて、次の時代を担うための子育てを各県でやっぱり切磋琢磨して努力しないといけないと思うんですね。一番メインテーマが子どもに関する政策討論会議ですので、三重の子どもたちをどのように育てていくのかっていうのは、相当やっぱり大転換点だというふうに私は認識しています。例えば、何に重点を置いていくのか。稲森委員もさっきおっしゃっていただきましたけど、産後ケアを次長が言いましたが、率は上がっているけど中身ないんですよ。1歳まで産後ケア伸ばして国の法律は、利用率なんかありませんよ。ゼロ、宿泊型は。だって受け入れ施設がないもん。絵を書いて中身作ってないから、それが今

のある姿だと私は思います。だから、もっと育ちを支援をしていくという前向きな取組をもう一方では議論してほしいなと思ひまして、今井委員の関連で申し上げます。

中森座長

ありがとうございます。貴重な御意見を賜りました。

ほかにこの際、委員間討議として御意見を発表される方、おられますか。

ほかにないようでしたら、今お二方の御意見を十分承知をしながら、共通の認識と他の委員さんも御理解、御承知おきいただきたいと思ひます。

東委員

一つ抜けました。就学前教育というやつですね。つまり保幼小連携ってよく言うんですけど、就学前教育の在り方をちゃんと見ていきましょと。小学校にならげていくという教育部門だったんですけど、それが非常に大事なんじゃないかな、議論のポイントとして大事なんじゃないかなと思ひました。

中森座長

そうですね。幼稚園行った時に、よく私もマイク持ったら就学前教育重要ですねというような挨拶しますね。ありがとうございます。

ほかにないようでしたら、これで委員間討議は一旦終了といたします。

続けて、次回以降の政策討論会議の内容について御協議願ひたいと思ひます。

次回以降の政策討論会議では、子どもに関する有識者の方をお呼びして意見聴取を行いたいと考えております。

この件につきましては、前回の政策討論会議において、正副座長に御一任をいただきましたので、有識者の人選について正副座長で検討した結果、お手元に配付の資料4のとおり、9月21日に国立研究開発法人 国立成育医療研究センターの臨床研究員、山口有紗様から、新型コロナウイルス感染症による子どもたちへの影響について、またこども家庭庁家庭福祉課企画調整官兼課長補佐の胡内敦司様からこども家庭庁で実施する子どもの貧困対策等について、また9月29日に東京都立大学教授、阿部彩様から子どもの貧困に関する現状と課題等についてお話を伺うことで調整をいたしたところでございます。なお、山口様及び阿部様におかれましては、オンラインによりお話を伺う予定でございます。

それではお諮りいたします。山口有紗様、胡内敦司様、阿部彩様、以上3名の方を有識者として出席等を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、当日の運営方法等については、正副座長に御一任願いたいと存じます。

次に、現地調査について御協議願います。

先日お決めいただいたスケジュール案において、現地調査については、必要に応じて実施していくこととしておりますけれども、現地調査を実施するかどうか、また実施する場合は調査先等について、御意見があればよろしく願います。

小島委員

具体のところはお任せをしたいと思っておりますけれども、前回は申し上げましたが、やっぱり実際にいろんな活動をやっているところに行ってお話をぜひ聞かせていただきたいということと、今日、教育委員会の方でいろいろお聞かせいただいたんですが、やっぱり全体的な話が多かったと思うので、もう少し具体的に、例えばコロナの影響をどういうふうにお考えかとか、子どもたちの姿から見える課題は何かとかいうことをお聞かせいただけたらなというふうに思っております。

中森座長

わかりました。ほかに。

稲森委員

できたら県内の市町の特徴あるようなところへ行ってみたい。困っているところも含めて行ってみたいと思います。

中森座長

ほかの委員さん、どうですか。ただいまお二方から御意見をいただきましたが、そのことについては、他の委員から何かございませんか。

ないようでございますので、お二方の意見を最大限尊重することについては御理解をいただきたいと思います。

それでは、現地調査を実施するものとしたしたいと存じます。それでよろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

するということについては異議なし。

なお、日程や調査先等の詳細については、相手のあることですので、これまでにいただいた意見を参考に、今日の意見も参考に、正副座長に御一任をいただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、そのように進めてまいります。

本日ご協議いただく事項は以上でございますが、ほかに何かございますか。

(発言する者なし)

ないようでございますので、以上を持ちまして、第3回子どもに関する政策討論会議を閉会いたします。

委員の方は、御協議願うことございますので、そのままお待ち願います。

(以上)